



新年あけましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。
2023年の干支は「十干」が「癸（みずのと）」で「十二支」が「卯」なので「癸卯年」になります。
「癸」は、生命が終わった状態、又はこれから新たな生命が成長しようとしている状態を表していると言われています。
貴所も成長し大きな飛躍・向上ができるよう本年も精一杯務めさせていただきます。

～ 令和5年度税制改定大綱（インボイス関連）～

2022年の12月23日、政府より令和5年度の税制改定大綱が公表されました。今回は、インボイス関連（本ページ）・NISA関連（次ページ）の2つを抜粋してお伝え致します。

<インボイス制度関連>

本年10月より施行されるインボイス制度ですが、今回の税制改定により経過措置・負担軽減策などが盛り込まれ、事業者にとってメリットとなる改定となりました。

① 免税事業者であった者が、インボイス発行事業者になった場合の経過措置

インボイス制度の導入により、今まで消費税の納税義務が免除されていた納税事業者が適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）となった場合には、消費税を納めることとなりました。こういった旧免税事業者の税負担を軽減するために、以下の経過措置が設けられます。

「インボイス発行事業者の令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が事業者免税点制度の適用を受けられないこととなる場合には、課税標準額に対する消費税額から控除する金額を、当該課税標準額に対する消費税額に8割を乗じた額とすることにより、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができる」

この措置により、仕入控除の計算が簡便化するだけでなく、業種ごとに仕入控除率が異なる簡易課税制度とは違い、業種問わず一律80%の仕入控除率となりますので、免税事業者の大多数の税負担が軽減されます。

例) 売上高1,100万円（税込）の場合の納税額

…売上高に含まれる消費税100万円 - (100万円×80%) = 20万円

② 基準期間における課税売上高が1億円以下である事業者への事務負担軽減措置

「基準期間の課税売上高が1億円以下又は特定期間の課税売上高が5,000万円以下である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に国内において行う課税仕入れについて、当該課税仕入れに係る支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除を認める。」

通常インボイス制度では、仕入税額控除を行うためにはインボイス発行事業者からの領収証の保存が必須条件となっておりますが、上記措置により、1回の取引で税抜き1万円未満の領収書に関しては、帳簿の記載のみで仕入税額控除が認められます。

③ 少額の返還インボイスについての交付義務の免除

「売上げに係る対価の返還等に係る税込価額が1万円未満である場合には、その適格返還請求書の交付義務を免除する。」

従前では、販売代金等の振込手数料を売手が負担し、振込手数料相当額を売上値引きとして処理している場合には、買手が作成した支払明細書等に返還インボイスとして必要な一定の事項する必要があります。

上記措置により、1万円未満の値引き・返品に関しては、返還インボイスは不要となりましたので、事務負担の軽減が期待されます。

～令和 5 年度税制改定大綱(NISA 関連)～

NISA (少額投資非課税制度) は、国民の資産形成・資産運用を促す目的で設置された制度のひとつで、通常の株取引等で発生する運用益や配当などにかかる税金が免除される制度です。

現行、「一般 NISA」と「つみたて NISA」がありますが、投資上限等の条件が異なるため、併用することはできません。

また、税金が免除される保有期間には限度があり、保有期間を超えて売却益等が発生した場合は、通常の株取引と同様 20.315%の所得税が発生してしまいます。

今回の税制改定により、上記制度は 2023 年までで廃止となり、**2024 年からは新制度となります (下図参照)**。

<NISA 制度改正比較>

名称	現行 NISA (2023 年まで)		新 NISA (2024 年から)	
	つみたて NISA	一般 NISA	つみたて投資枠	成長投資枠
投資可能期間	2042 年まで	2028 年まで	恒久化	
非課税保有期間	20 年間	5 年間	無期限化	
年間投資枠	40 万円	120 万円	120 万円	240 万円
生涯非課税限度額	800 万円	600 万円	合計 1,800 万円 成長投資枠は 1,200 万円	

←併用可能!

つみたて型は「つみたて投資枠」、一般型は「成長投資枠」となり、現行と違い併用が認められます。1 年間の投資上限枠は、つみたて投資枠が 3 倍の 120 万円、成長投資枠は 2 倍の 240 万円となり、併用が認められるため合計で年間 360 万円の投資が可能です。また、制度が恒久化されたこと、非課税期間が無期限になったことによって、現行では非課税期間の満了が迫った際に売却するしかなく、売却損が発生する等のデメリットがありました。投資者の判断で期限なく売却・保有ができるようになりました。

このように、今回の税制改定では NISA の全面的な拡充が行われました。資金に余裕がある方・資産を運用してみたいという方は来年以降ご検討されてみては如何でしょうか。



今月のあなたの運勢

✿血液型編✿

A 型	B 型	O 型	AB 型
仕事も恋愛も攻めると良いでしょう。自分の直感を信じて進んでいきましょう。このチャンスを上手に生かしましょう🍀	いろいろなことにチャレンジして経験を積みそうです。仕事では才能が開花し、周りに認められそうです💡	運勢は上がり調子！何かを始めるには最適。なりたい自分や就きたいポジションなどはっきりと目標を設定しましょう🎯	自ら積極的に動けば、うまくいくことが多いでしょう。金運が良いので知識を使ってマネープランをたてると◎



優経税理士法人

～ (経済産業省認定) 経営革新等支援機関です。～

〒162-0825 東京都新宿区神楽坂 6-48TOMOS 神楽坂 4 階

TEL03-5206-7457 FAX03-5206-7458

✉ukz@uk-g.co.jp 🌐http://www.uk-g.co.jp



いつでもお気軽にお問い合わせください。スタッフ一同、心よりお待ちしております。